

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

七、愛珠幼稚園の設立

教育の重要性を認識した維新の政府や外國帰りの有識者たちによって、幼児教育にも目がむけられ、幼稚園が生まれたが、この動きはやがて民間からもおこってきた。豊かな経済力と進取の気象をほころぶ大阪の土地に、町立の幼稚園である「愛珠幼稚園」が開設されたことが、これを示している。愛珠幼稚園は「大阪模範幼稚園」の設立された翌年に、大阪市東区北浜に創設されたものである。その設立経過は、「沿革誌」(大阪市愛珠幼稚園所蔵、明治三五年)によれば以下のようである。

事歴梗概

明治十二年十月平野町三丁目外二十箇町聯合町會組職成り初メテ議事ヲ開クノ日議員豊田文三郎ノ建議ヲ容レ町費ヲ以テ幼稚園ヲ起ストヲ決シ戸長中西儀兵衛及ヒ豊田文三郎滝山瑠原嘉助ノ三議員ヲ創立委員ト為ス(中略)
創立委員ハ北浜五丁目北浜小学校ニ併置セル戸長役場ヲ撤シ其一部ニ歐風二階建本家八坪六合属平家二坪二合ヲ新築シ他ハ修

理ヲ加ヘ以テ幼稚園ニ充ツルコトヲ画策シ町会ハ其費用ト共ニ之ヲ是認セリ

十二月戸長役場道修町三丁目ニ移ルB建築修繕ノ準備ニ着手シ工事請負ヲ杉本太兵衛ニ命ズ

此月片山曾子選勢以ニ町費ヲ以テ学資ヲ給シ大阪府立模範幼稚園ニ就キ保育法ノ伝習ヲ受ケシム後十三年四月ニ至リ業ヲ卒フ(「沿革誌」一〇二頁)

また、この創立委員のひとりであった滝山瑠原の編になる「愛珠幼稚園史」が現在愛珠幼稚園に所蔵されているが、これにはさらに詳しくこの間の事情が述べられている。

それによると、当時の区議員豊田文三郎は、小学校はほとんど全国に普及してその成果をみるにいたつたにもかかわらず、幼児教育への一般の関心がうすいことを遺憾として、幼稚園の効果を広く知らせるべきであると考えていた。そして、十二年十月の区議会で、聯合町で幼稚園を開設することを建議している。豊田は進取の気象にとんだ実行力の旺盛な人であったように思われるが(註一)、

初期の幼稚園は、このような優れた個人のちからによるところが大きい。

区会議員のひとり滝山瑄は、豊田の町立幼稚園開設の建議に積極的に賛成し、自分が学童をとり扱った経験をとおして支持した。早速、議員三名に戸長を加えた創立委員が選出され、設立後も町に關係すると否とにかかわらず幼稚園のために働くことを誓つて、十二年十月、区会の承認をえて準備がはじめられた。

前述の「愛珠幼稚園史」には、以上について次のように記している。

愛珠幼稚園史

滝山瑄編

明治十二年十月（略）

議員豊田文三郎建議シテ曰ク今や小学ノ數ハ殆んど全国ニ普及ト雖モ幼児ノ教育上欠クベカラザル幼稚園ハ猶東京女子師範学校ニ附屬スルモノ及ビ大阪府立、鹿児島県立ノ三箇所ニ過ぎズ故ニ當聯合町ハ全國ニ率先シテ町立幼稚園ヲ設立シ以テ幼児保育ノ効果ヲ社会一般ニ知ラシメント議員滝山瑄大ニ之ヲ贊シ学童監護人在務中実驗シタル例ヲ縷陳シ併セテ幼稚園設立ニ関スル予算等ハ議員中ヨリ三名ヲ撰ビ之ニ戸長一名ヲ加ヘ開園設備ノ委員タラシメンコトヲ図リシ象ニ和シ直ニ豊田、滝山、原嘉助、戸長中西儀兵衛ヲ創立委員ニ選挙ス時ニ西原清次郎委員ニ謂ヒテ曰ク町立幼稚園ノ設置タル未ダ他ニ其例ヲ見ズト雖モ中西、豊田、滝山氏ノ熱意ナル必ズ十分ナル成功アラン願クハ三氏教育ニ対スル義務トシテ今後當聯合町ニ関係スルト否モ拘ラズ終始本園ノ為ニ尽瘁セラレンコトヲ委員皆論ラサレコレヲ誓ヒヌ

以上の二つの記録によつても、設立の動機は町会議員の中からおこり、当時の、設立にあたつた人びとが非常な意氣込みと熱意をもつていたことがわかる。

「愛珠幼稚園」という名前は、藤沢南岳（註二）が、白居易の詩の一節「掌中一顆兒三歳又方看掌弄珠」から命名したものである（註三）といい、一説には、袁士元の「海棠の詩」によつたものともい（註四）。なお、南岳は、作家藤沢恒夫氏の大おじに当る人で、徂徠学からで泊園学を樹てた東駒の子であり父子ともに勤王家で國体の精神を論じており、町の代表としていろんなことをしていたようである。

いずれにせよ、一般に初期の幼稚園はフレーベルの影響がつよいものであつたが、この愛珠幼稚園が儒者と関係があつたことは、興味あるところである。今日、愛珠幼稚園に遺されている当時の記録や遊具にも、初期の幼稚園の保育におけるわが国古来のものと外来のものとの微妙つながりを見ることができる。現存の保育用具のなかには、明治以前の玩具が寄附されたと思われるものがある。たとえば貝合せの貝は幼稚園の二階の倉にどつさりあるが、今の積木のようく用いたと思われる。また大きな太鼓で合図している（明治から大正のはじめには鐘で合図した幼稚園が多い）など、音楽も邦樂器をつかっている（このほか樂器には、東京から取りよせたものや外国から輸入したものもある）。

なお、明治三十四年に竣工しその後あまり手を加えられないで現存する園舎に、これらの保育用具は整理して保存されているが、さらに昨年の六月に「八十年小史」として「愛珠」が発行され、その中に写真が豊富に載っている。

〔註一〕

東区高麗橋三丁目の越後屋と号する糸間屋で、高麗橋三丁目に累代麻布商を営んでいた旧家の長男であった。多くの家作により豊かな暮らしをしていたが、本家の家業は妹にゆずり、専ら政治方面に活躍して、社会的奉仕をすることに熱心であった。多方面に卓抜な正論を吐き、国会が開設されると直ぐ、最初の衆議院議員にえられた。また、市会議員に選ばれた時議長に当選したが、議長は意見の発表が出来ないので、その代理を他に依頼すること多く、遂に議長を辞任したという。

〔註二〕

「東区史」第四卷 文化篇四十八頁にはつきのように述べられている。

——かくて徂徠学より出でて泊園學と樹て東駒の子南岳も亦よく家学を紹述し、父子共にその志や勤王忠誠にして護國安民を主義として、斯道を昌明し、相次いで浪華文教を維持したのである。東駒の門には田中華城（北久宝寺町に医業を開く）その子田中金峰（北久宝寺に生る）高松結洲（粉川町に生る）山本竹済（明治十七年より三十二、三年頃まで谷町一丁目に梅清塾を開く、梅崖の父）稻垣秋莊（明治十五年、高麗橋詰町に住す）高木退蔵、関根陰があり、また南岳の門には木村方齊、安土町三丁目）があった。尤も学舎は明治九年淡路町一丁目に移り、その頃がその最盛期で、明治三十九年に南区へ転居したのである。

〔註三〕

「沿革誌」二頁には、つきのように述べられている。

——十三年四月、此月初物其他用具、調製大略成り準備略整ヘルヲ以テ園名ヲ愛珠ト命シ規則保育科目等ヲ具ヘシ設立ヲ稟請ス名ハ藤沢南岳翁ノ撰フ所白居易ノ詩瑩珠・願兒・三歳又方看瑩弄珠ニ因リ愛兒猶愛瑩中殊ニ取レルナリ

〔註四〕

「愛珠幼稚園」明治十三年四月には、つぎのように述べられている。

諸般ノ準備成ルヲマズ愛珠幼稚園ト名ヅケ設立願書ヲ大阪府知事ニ提出ス園名ハ表土元が海棠ノ詩ノ「主人愛花如愛珠春風庭院如園画」ニ取ル

愛珠幼稚園は、以上のような設立の動機を前提として、明治十三年六月一日に開園式を行ない（「沿革誌」二頁）、幼児定員数を六十四名として発足した。

八、愛珠幼稚園の姿

愛珠幼稚園はこのように大きな熱意をもって発足したが、当初は入園を希望する者が非常に少なかつた。明治十三年、といえば、義務教育であった小学校の就学率も全国平均四一%（註五）であり、幼児教育への関心はさらに薄かつたために入園希望者が少なかつたことが考えられるが、そのうえ幼稚園そのものが理解されず、ギリスト教伝導の手段とみなされ忌避されたのであった。

このために、愛珠幼稚園では、園庭に神殿を造り、これを拝むことを幼児の日課として誤解をとくということまでしなければならなかつた。（註六）また幼稚園を理解してもらうために、六月の入園に際して、父兄に「幼稚園志留辯」を配布したり、幼稚園唱歌を印刷して分けるなど、その啓蒙に努力した。（註七）

この「愛珠幼稚園志留辯」は、小型のパンフレット様のもので、幼児の保護者に無料で配つたものである。現在は愛珠幼稚園に明治十三年のものと十四年のものが所蔵されているが、つぎのようなものである。これによつて、幼稚園設立の意図と幼稚園を如何に考えていたかを知ることができる。

愛珠幼稚園志留辯

緒言

明治十三（年）六月

人其兒ノ健康ニシテ才思アルヲ欲セサルナシシレトモ徒ニ舐

續ノ愛ニ溺レテ飽食縱肆唯ソノ為ス所ニ任シ以テ才且健ナルヲ
望ムハ猶栽エス培ハスシテ果実ノ成熟ヲ俟ツカコトシ故ニ誠ニ
之レを愛スルモノハ幼稚ノ時ニ於テ能ク之レヲ保育シ能クコレ
ヲ開誘シテ以テ其身体ヲ強固ニシ其能力ヲ發揮又猶木果樹ヲ
萌芽ノ日ニ護スルカコトシ世ノ母タルモノ保育ノ忽セニス可カ
ラサルヲ知ルト雖モ家事ヲ理スルノ煩劇ナル單ニ之レニ從事シ
能ハサルモノ亦少シトセス兒女六七歳ニシテ始メテ学ニ就クヤ
一時ニ其心志強促シテ業ヲ厭フノ念ヲ生シ或ハ怠惰ニシテ終ニ
頑愚ニ帰スルモノアルハ職トシテ保育ノ素ナキニ由ラサルハナ
シ曩キニ日耳曼国人布列別氏非凡ノ識力多年ノ経験トヲ以テ
保育事業ヲ發明シ幼稚園ヲ創置シテ衆多ノ幼稚ヲココニ集メ遊
戯ニ弛シテ身體ヲ養成シ心知ヲ開誘ス其法タル精ニ其意タル深
シ故ニ大ニ泰西諸国ニ行ハル輓近吾邦ニ於テモ漸次幼稚園ノ設
ケアリ茲ニイマ本分画内ニ一園ヲ設置シ以テ幼稚保育ノ業ヲ開
キ聊教化ノ万ニトス父母タルモノ若シソレ保育ニ忽セ
ニス可カラサルヲ知ラハ嬰兒入園ノ期ヲ愆ルコト忽レ今此園ニ
冠スルニ愛珠ノ称ヲ以テスルモノハ蓋シ意ノ存スルモノアルナ
リ

本 園 規 則

- 第一条 本園保育法ハ概子東京女子師範学校附屬幼稚園及ヒ
大阪模範幼稚園ニ倣フ
- 第二条 入園ノ幼稚ハ男女ヲ論セス年齢滿三年以上六年以下
トス
但シ時宜ニヨリ二年六ヶ月以上ノモノノ入園ヲ許シ
- 又六年ニ満チシモノモ猶六ヶ月マテハ在園ヲ許スコト
- 第三条 アルヘシ
入園ノ幼稚ハ本分画住居或ハ寄留ノモノニ限ル
但シ 時宜ニヨリ分画外ノモノモ入園ヲ許スコトア
ルヘシト雖モ募集人員四分ノ一二超ユヘカラス
且毎月保育料金五拾錢ヲ納メシム
- 第四条 入園ノ幼稚ハ概子六十四名トス
- 第五条 幼稚ノ募集ハ予メ其期日員数等ヲ分画内ヘ広告シ且
本園門外ニ掲示スヘシ
- 第六条 入園セシメント欲スルモノハ別紙画式ノ願書
ヲ出スヘシ
但シ 諸用紙ハ本園ヨリ相渡スヘシ
- 第七条 幼稚ノ末タ種痘ヲナサス或ハ天然痘ヲ歴サルモノ又
伝染病悪疾等ヲ患フルモノハ入園ヲ許サス 但既ニ
入園ノ幼稚ト雖モ伝染病悪疾等ニ罹ルトキハ快癒ニ至
ルマテ来園スルコトヲ許サス
但シ毎月三回医師ヲ招キ總ヘテ在園ノ幼稚ヲ診察セ
シム
- 第八条 園中ニ在テハ保姆一切保育ノ責ニ任ス故ニ附添人ヲ
要セス
但シ幼稚未タ保姆ニ慣馴セサル間マタ幼稚自ラ本園
ニ往来ナシ能ハサレハ附添人ヲ出シテ送迎セシムヘシ
園中ノ幼稚ハ總ヘテ等級ヲ設ケス權リニ年齡ニヨリ
テ之レヲ二部ニ分ツ
但シ滿四年以上ヲ一ノ部トシ三年十一ヶ月以下ヲ二
ノ部トス
- 第九条 幼稚保育ノ時間ハ別紙時間表ノ通り毎日四時間トス

但シ 保育時間内ト雖モ幼稚ノ都合ニヨリ其旨保母ニ申出テ帰宅スルモ妨ケナシ

第十一條 幼稚ノ恩物及ヒ遊戯ノ玩品図画等一切本園ニ備フ故ニ持参スルヲ要セス

第十二条 幼稚本園ノ恩物類ヲ自宅ニ持帰ラント欲スルモノハ之レヲ許スコトアルヘシト雖モ若シ遺失或ハ破損スルトキハ之レヲ辯償セシムベシ

第十三条 幼稚在園ノ時間ハ六月一日ヨリ九月三十日マテハ午前八時ヨリ正午十二時ニ至リ十月一日ヨリ五月三十一日マテハ午前九時ヨリ午後二時ニ至ル

第十四条 本園休日ハ別紙ノ通りタルヘシ

第十五条 本園ノ保母及ヒ園婢園丁等ヘ金錢ハ固ヨリ些少ノ物品ヲ贈与スルコトヲ禁ス

第十六条 附添人中若シ粗暴ノ遊戯或ハ猥雜ナル談話等ヲナスモノアラハ之ヲ訓戒ス

愛珠幼稚園を設立した目的は、つぎに述べる「愛珠幼稚園志留辨」の緒言でみられるように、現在の幼稚園と保育所の両方の目的をもつてゐる。

すなわち一方には、世間の親たちが徒らに舐犢の愛に溺れて飽食縱肆ただそのなすどころに任すことのあやまりを指摘し、一方には、世の母が保育を忽せにしてならないことを知つてはいても家事が煩劇なために保育に従事することのできない者が少くない事實を認識して、家庭教育の不足を補おうとしたものであつた。

一般の理解を得るまでにはさまざまの困難があつたが、ようやくにして、六十四名を集め開園した。ところが小学校の教育も普及し

ていなかつた當時、この幼稚園は非常にめずらしいものとして人の眼に映つたようである。

そのための多くの参観者ががつめかけたらしく、なかには飲食物をたずさえ酒気を含びたまま、興味ある「見せ物」のような気持でそこをおとずれる者もあつたのであろうか、現在愛珠幼稚園にのこる、縦三〇センチ、横一メートルばかりの黒ずんだ厚手の板には、つぎのように、そうした人びとの来訪を制限するための規律が記されている。

来觀約束

第一条 園中ノ米觀ヲ乞フモノハ

何人ヲ論セス先づ名刺ヲ園丁又ハ園婢ニ出シ保母ノ案内ヲ俟テ園中ニ入ルヘシ

但シ 本園幼稚ノ父兄ハ名刺ヲ出スニ及バズ

第二条 米觀ハ必保育時間ニ限ル

第三条 米觀人ハ猥ニ飲食物ヲ携フルコトヲ許サズ

第四条 保育方法ニ不審ノ事アルカ又ハ保育上ニ裨益アル件

質問陳述セント欲スルモノハ接客所ニ就テ監事ニ申述スベシ

さらに、同じような他の二枚の板には、おのおの「傍聴人約束」「保母須知」として左のようによく書かれている。

第一条 傍聴ハ貴賤男女ヲ論ゼズト

雖左ニ記セルモノハ之ヲ許サズ

第一項 十五年以下ノモノ

第二項 酒酩ノモノ

第三項 風癪白痴ノモノ

第二項 傍聴人ハ先ツ受付所ニ設ケタル傍聴人名録ヘ住所姓名ヲ詳記シタル後傍聴牌ヲ乞ヒ之ヲ携帯スベシ

第三条 傍聴人ハ静肅ヲ主トシ仮ニモ私語喫煙其他不敬ノ举动アルベカラズ

第四条 傍聴ハ議場ノ都合ニヨリ五十名ヲ限リトス

第五条 傍聴人五十名ニ満ルトキハ本日傍聴満員ノ六字ヲ標示ス可シ

保母須知

第一条 保母ハ品行ヲ善良ニシ温和ヲ主トシ親切懇篤ニ幼稚ヲ保育シ嚴格ニ過グベカラズ

第二条 幼稚ハ物ニ倦ミ易ケレバ勉メテ觀樂遊戯セシメ強イテ其ノ好マザルコトヲ為サシムベカラズ

第三条 保母ハ少頃モ幼稚ノ傍ヲ離レズ万事ニ注意シ仮リニモ危険ノ遊戲ヲ為サシムベカラズ

第四条 保母ハ必ず保育時間ニ先ツテ來園シ勤惰表ニ捺印スベシ但シ事故アリテ來園セザルトキハ其由書面ヲ以テ保育時間前ニ監事へ申出ヅベシ

これらの「約束」は、當時園の入口に掲示されていたと思われる。

米観者と傍聴人の違いははつきりしないが、「監事」は今日でいう園長のようなものと思われる。しかし當時は名譽職のようなものであったのか、愛珠幼稚園にある明治十七年の記録では、「無給」となっている。そして初代の監事は、豊田文三郎、滝山瑄、原嘉助、安田源三郎の四人がつとめていたもののように、愛珠幼稚園にある写真がそれを示しているが、後に二人ずつ交代するようになつたものらしい。(註八)

つぎに、愛珠幼稚園の実際の運営にあたつていた職員はどのようなものであつたかをみてみよう。

当時の職員については、「愛珠幼稚園史」によると、

「——明治十二年十二月 山牛曾子、選勢以ヲ給費生トシテ保育法伝習ノ為ニ大阪府立模範幼稚園ニ通学セシム」

とあり、「沿革誌」には

「——明治十三年五月、此月山牛曾子選勢以及ヒ府立幼稚園伝習生尾菊子本園保母ヲ命ゼラル」

となつてゐる。

この大阪府立模範幼稚園は、先月号で述べたように東京女子師範学校附属幼稚園で直接に学んで来た二人の小学校訓導を中心として保育がされていたもので、愛珠幼稚園では、「愛珠幼稚園規則」にあるようにここに学んだわけである。しかし、それでは充分な保育ができないと考え、明治十四年より、直接に東京女子師範学校附属幼稚園から保母をむかえ、その指導をうけることになった。(註九) 東京女子師範学校附属幼稚園からの最初の首座保母、長竹国子が十八年に職を辞したが、それ以後も、ずっと東京女子師範学校の卒業

生を首座保母にむかえ、保育上の指導をうけていたものと思われる。(註十) 同時に保母を希望する婦人を募って保育法を学ばせ、保母の補欠にあたらせ伝習生としていた(註十一)が、この伝習生も、十八年から学科試験が設けられ、それに合格したものに伝習証書を授与するようになり、保母の育成がはかられた。(註十二)「沿革誌」によつても分るよう、幼稚園が充実し、社会の認識がたかまつてくるにしたがつて、保母の高い教養が要請され、その育成に力がかけられたことが理解される。(註十三)

なお、当時の記録によると、幼稚園の職員構成および給料は、つきのようであつた。

明治十七年十一月調査 (當時 公立)

監事	二名ハ無給
医員	一名ハ無給
保母	三名 内 一名 又 一名 又 一名 八円
助手	二名 内 一名 又 一名 五円
伝習生	二名 無給
園婢	一名 五円
給仕	一名 二円

つぎに、園児のすがたは、どのようであつたろうか。

愛珠幼稚園書庫には当時のいろいろな資料が整理して所蔵されて

いるが、その一つ「幼稚名姓録」(明治十三年。筆書き)によつて調べると、明治十五年一月の在籍幼児数は、

三歳台

四歳台

五歳台

六歳台

七歳台

八歳台

となつてゐる。なお十五年の最年少幼児は三歳一ヶ月であり、最年長幼児は六歳十一ヶ月である。

また、入園と退園に関しては、明治十三年の「愛珠幼稚園規則」の第五条に、

「——幼稚ノ募集ハ予メ其期日員數等ヲ分画内へ広告シ且本園

門外ニ掲示スヘシ」

とあるだけで、その期日は一定していなかつたようである。

明治二十六年の「規則」第十四条には

「——入園ハ予メ期ヲ定メス欠員アル毎ニ之ヲ許スヘシ」

とあり、退園に関しては、第十七条に

「——幼児ヲ退園セシメントスルトキ又ハ病氣等事故等ニテ一周間以上欠席スルトキハ其旨届出ツヘシ」

とある。

すなわち、定員を基準として欠員数を発表することによつて入園させ、退園は自由に許していたものかと思われる。

一例として、明治二十五年度の入園願いの人数を調べると、左のようになつて、まちまちであり、創設以来十余年たつても、まだ入園期はきまつていなかつた。

入園願い (至 明治二十五年 筆書 四月)
入園願い (至 明治二十六年三月 筆書)

五月	(四日)	九名
六月	(五日)	八名
七月	(四日)	四名
八月	(四日)	三名
九月	(三日)	一名
十月	(二日)	七名
十一月	(五日)	六名
十二月	(二日)	十二名
二十六年		
一月	(十三名)	五名
二月	(二名)	四名
三月	(二名)	四名

さらに、前述の「幼稚姓名録」によつて、入園と退園の関係を数で示してみると、つぎのようになる。

退園數
一名
三
二
十一
二
八
(內除名一)
四

右の表によつても分かるように、入、退園者は定員数に沿つて隨時許したようであるが、やや、春と秋とが多くなつてゐる。そして年

——以上幼稚姓名録よりの統計

々園児数がふえていることが分る。

なお愛珠幼稚園の創立の概要については、創立の際中心になつてはたらいた滝山瑄が、後に回想談として当時の様子を述べており、その内容は興味のあるものであるので、次号に述べることにしよう。

〔註五〕「教育五十年史」より

国民教育奨励会（大正十一年民友社版）

〔註六〕「愛珠幼稚園史」（滝山 瑾編）——十三年六月一日
出園ノ幼兒六十四名ニシテ内一名ハ模範幼兒（府立模範幼稚園ヲ退園シテ本園ニ入リタルモノ）其他ノ年齢ハ満三歳ノ者三名余ハ三歳以上六歳未満ナリ幼兒ノ出園スルヤ会集ノ際監事ハ保姆ト共ニ幼兒ヲ率ヒテ必ズ 皇室代ニ參拜セシム是レ其ノ西教ニアラサルコトヲ示サンガ為ナリ

「沿革誌」 二頁（大阪府愛珠幼稚園 明治卅五年）

——幼兒定員六拾四名ヲ莫リシニ応スル者甚少シ父兄ノ未幼稚園ヲ知ラス唱歌ヲ讀美歌ト同視シ幼稚園ヲ以テ西教伝播ノ所ト為ス如キ誤認ヨリ忌避スルモノアルヲ知リ監事ハ懇ニ其妻ヲ辯シ大ニ勸誘ニ勉テ傍神宮司序ニ皇靈代ヲ請ヒ神宮ヲ造リテ之ヲ奉祀ス是ニ至リテ人々疑惑解キ稍ク定員ニ充ツルヲ得タリ後毎始業前監事保姆幼兒ト共ニ神殿ヲ拝セリ

〔註七〕「沿革誌」 四頁

——此月本園題旨規則保育科目等ヲ印行シ以テ父兄ニ頒シ之ヲ幼稚園主留置ト称ス後入園每ニ之ヲ与フ

——七月幼稚園唱歌二十曲ヲ印刷シ之ヲ父兄ニ頒ツ

〔註八〕「沿革誌」 ——十五年一月

監事学務委員豊田文三郎滝山瑄井三郎 原嘉助、安田源三朗之ニ代リ監事ノ職務ハ特ニ前任者ニ委托ス

〔註九〕「愛珠幼稚園史」 ——明治十四年

八月、本園保姆ハ府立幼稚園速成ノ伝習ヲ卒ヘタルノミナルヲ以テ保育上隔撥ノ憾ナントセス故ニ首座保姆選聘ノ件東京女子師範学校附屬幼稚園ニ依頼シ監事小西信八氏ノ尽力ニヨリ長竹園子来園ス

〔註十〕「沿革誌」 ——十四年九月

東京女子師範学校附屬幼稚園保姆練習科卒業生長竹園子ヲ聘シ首座保姆ト為ス之ヨリ先保姆ハ皆府立模範幼稚園ニ於テ僅ニ數月ノ伝習ヲ受ケタルニ過キス 其資固ヨリ乏シク保育ノ上進ヲ圖ルニ足ラサルヲ以テ特ニ其機ヲ東京女子師範学校附屬幼稚園ニ依頼シ是ニ至リテ赴任ス

〔註十一〕「沿革誌」 ——明治十八年十二月

長竹園子職ヲ辞ス 東京女子師範学校卒業生木村玲子ヲ首座保姆ニ聘ス

十九年一月 木村玲子病ノ為ニ辞職ス

二十年九月 東京女子師範学校卒業生春日隆子米リテ本園首座保姆ノ命ヲ拝ス

〔註十二〕「沿革誌」 ——十四年七月一日
初メテ稻原内子ニ保育法伝習証書ヲ授与ス之ヨリ先篤志ノ婦人ヲ募リ保育法ヲ見習ハシメ傍思物ノ使用法ト唱歌ヲ教習シ以テ保姆ノ補欠ニ備ス之ヲ伝習生ト稱ス此日初メテ証書ヲ授ク後恒例トナル

〔註十三〕「沿革誌」 十八年三月
奈良町給費伝習生森外枝山本淹子ニ初メテ學術考試ノ伝習証書ヲ授与ス

伝習生ノ試験爾後恒例ト為ル

此時ノ伝習生ハ実科ノ教習ノミニ止ラス読書幼稚園記教 算術四則 習字楷書等

ノ学科ヲ授ケ試験ハ修身操行 身體論 課義幼稚園記 恩物大意用法唱歌実地彈琴 算術四則 習字楷書 体操及ヒ寒地保育ヲ課シ 一科五分平均六分以上ノ評点ヲ得

ルニアラサレハ業ヲ卒ハルヲ得ス

〔註十四〕「沿革誌」 ——二十一年四月

見習生藤沢泰イ高見カ子改正試験法ニ依リ考査ノ上伝習証書ヲ授与ス改正試験科目ハ修身保育法教育恩物用法唱歌ト弾奏ノ外ハ悉ク理論及ヒ要旨ヲ筆述セシム問題ハ予メ区長ノ検閱ヲ経答業ハ成績ト共ニ之ヲ区長ニ准達ス

評占等ハ奮ノ如シ

一 臨画(短冊に紅葉)

〔註・三〕

保母の資格については、後にもしばしば問題になつており、三市連合保育会では數度にわたつて、その資格を小学校正教員と同じくするよう建議している。三十代の記録になるが、これによると、当時の保母試験の内容は左のようなものであつた。

○大阪府保母検定試験試験問題

○修身科問題

- (1) 幼稚園保母トシテノ本務ヲノベヨ
(2) 勤語ニ公益ヲ広メ世務ヲ開キトアリ婦人ノ身トシテ之ヲ行フノ方法如何

○保育科問題

- (1) 幼児ノ共同ノ念ヲ養フハ主トシテ如何ナル時ニ於テスルカ
(2) 唱歌ヲ選ブニツキテ注意スヘキ要点ヲ挙ゲ次ニ唱歌ノ教ヘ方ニツキ一例ヲ挙ゲ
テ説明セヨ
(3) 動もすれば
(4) 意介せざるものあり
(5) 職務
(6) 観察

(右ノ詞ノ解ヲナスベシ)

○算術科問題

- (1) $(930 + 8 + 873 + 5) \times 7.64$ ヲ運算セヨ
(2) 摂氏寒暖計ノ三十七度ハ華氏ノ何程ナリシカ

○図画科問題



一 音楽科

臨画(短冊に紅葉)

- 一 唱歌 (1) 音階 (2) ねやの板戸
二 演器使用 (1) イ調長音階及変ロ調長音階 (4) やよ花桜

○遊戲科問題

一 兎と龟。鳩。雀の宿。進行。

〔京阪神連合保育会雑誌第拾壹号明治三十六年〕
以上はその一例である。他に、地理、歴史科、理科、等があり、かなり高度の教養を求めてゐる。十八年にはじめて試験が行なわれた際のとはかなり異つて、ようが、保母の質をたかめるための努力がなされていたことは次の文にも示されている。

「京阪神連合保育会雑誌第拾壹号」
——幼稚園事業ハ重大ナルモノナレバ保母ハ本科正教員ノ資格アルモノ限り其ノ設備ナキ所ニテハ止ムヲ得ザル状況ヨリシテ尋常科正教員ヲシテ代用スルモ可ナラント思フ尙附言ス現今保母ヲ勤ム者ハ其ノ職務モヨク明カナラズシテ獨りニ保育ヲナス故ニ世人ハ之ヲ見テ余リヨク待遇ゼザルナリ以後ハ保母ニハ本科正教員ヲ用ガタシ」

(村山・豊田)